明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○農地法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**九）　一
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一六）　五
〔告　示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**六二）　三〇
○技術協力に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**同**六三）　三五
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**五一）　三七
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**四二六～四三八）　三八
○農業経営統計調査規則第五条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件の一部を改正する件（**同**四三九）　六九
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**四四〇）　七〇
○ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示（**国土交通**一三七）　一四
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**一四）　一五
〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　七
**特殊法人等**
独立行政法人国立文化財機構令和四事業年度財務諸表、税理士登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　二四
**地方公共団体**
解散命令、行旅死亡人関係　二八
**会社その他**　二九
**会社決算公告**　三三

## 省令

### ○農林水産省令第九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第二項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）、第四条第六項第三号及び第五条第二項第三号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月四日

農林水産大臣　坂本　哲志